

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（質屋営業法部分）

規制の名称：質屋営業の許可の基準

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止

担当部局：警察庁生活安全局生活安全企画課

評価実施時期：平成30年2月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

質屋営業の許可制度は、その業務の適正な実施を確保することを目的として設けられたものであるところ、成年被後見人については、判断能力が不十分な状況にあり、単独で完全に有効な法律行為ができないため、当該業務の適正な実施を期待することが困難であると考えられ、当該許可の欠格事由の一つとされている。

一方、このような成年被後見人又は被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）の権利に係る制限（以下「欠格条項」という。）が設けられている制度が数多く存在していることが、成年後見制度の利用をちゅうちょさせる要因の一つになっていると指摘されており、本改正を行わない場合、その状況が継続することから、欠格条項が設けられている現状をベースラインとする。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあっては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第11条第2号において、成年後見制度の利用の促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、現在、欠格条項が設けられている制度が数多く存在していることが、成年後見制度の利用をちゅうちょさせる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

これらを踏まえ、内閣府成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）において議論が行われ、平成29年12月1日に「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（以下「議論の整理」という。）が取りまとめられ、営業許可等の制度に設けられた欠格条項を削除するとともに、心身の故障がある者の適格性に対する個別的・実質的な審査によって各資格・職種・業務等の特性に応じて必要となる能力の有無を判断す

る規定（以下「個別審査規定」という。）を新設することとされた。

本改正は、促進法、基本計画及び議論の整理に示された方針に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項を削除し、個別審査規定を新設するものであり、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。

なお、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 9 条本文の規定により、成年被後見人がした法律行為は、一定の要件を満たすときには取り消すことができ、同法第 121 条本文の規定により、取り消された法律行為は、初めから無効であったものとみなされることから、その相手方は取消権の行使により不測の損害を被るおそれがあり、事業者が経済的利得を追求するため、対外的な取引により不利益を被ったときには取消権を行使し、反対に利益を得ることができたときには取消権を行使しないなど、取引後の状況に応じて取消権を濫用的に行使し、取引の安全が害されることが懸念されるが、この点については、成年被後見人に係る取消権を制限する規定（以下「取消権制限規定」という。）を新設することによって、取引の安全を確保することが可能である。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

新設する個別審査規定に基づく審査に当たっては、質屋営業の許可申請者（以下「申請者」という。）に対して、申請者又は申請者が法人である場合にはその役員が心身の故障により質屋の業務を適正に行うことができない者に該当しないことを誓約する書面（以下「誓約書」という。）を提出させることとする予定であるため、誓約書の提出に要する遵守費用が発生する。

誓約書の提出については、労働単価を 33.81 円/分（国税庁による平成 28 年分民間給与実態統計調査で示された「1 年を通じて勤務した給与所得者の年間の平均給与」の 422 万円を、60 分 × 8 時間 × 5 日 × 52 週で除して算出）、誓約書作成に要する時間を約 1 分とすると、個人の申請 1 件当たりの誓約書の提出に要する費用は約 33.81 円（=33.81 円 × 1 分）である。また、平成 29 年末現在における質屋の個人及び法人の割合はおよそ 1 : 1 であり、1 法人当たりの役員数を 2.4 人（財務省による四半期別法人企業統計調査（平成 29 年 7 ~ 9 月期）で示された法人企業数 97 万 2,400 社で、役員数 232 万 600 人を除して算出）とすると、質屋営業の 1 年当たりの許可申請件数の推計は約 50 件（平成 28 年中の申請件数を基に推計）であることから、本改正により、年間約 3,000 円（=33.81 円 × 50 件 × 1 / 2 + 33.81 円 × 50 件 × 1 / 2 × 2.4 人）の遵守費用が発生すると推計される。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

新設する個別審査規定に基づく審査に当たっては、申請者に対して、誓約書を提出させることとする予定であるところ、誓約書の記載内容の審査に要する時間は僅少であり、新たな行政費用は発生しない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

本改正により、欠格条項が削除され、個別審査規定及び取消権制限規定が新設されるため、今後は、成年被後見人であるという理由のみで一律に排除されることがなくなり、促進法の目的である成年被後見人等の人権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

本改正により、欠格条項が削除されることに伴い、成年被後見人に該当しない旨の登記事項証明書（以下単に「登記事項証明書」という。）を申請書の添付書類としないこととする予定であるところ、登記事項証明書を受理及び審査する作業が削減されるため、所要の行政費用が削減される。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

登記事項証明書を申請書の添付書類としないこととする場合について推計する。

登記事項証明書の交付請求の手数料は 300 円であり、労働単価を 33.81 円/分、交付請求に要する時間を約 60 分（書類作成約 30 分 + 窓口届出又は投函約 30 分）とすると、申請 1 件当たりの登記事項証明書の交付請求に要する費用は約 2,328.6 円 (=300 円 + 33.81 円 × 60 分) である。また、平成 29 年末現在における質屋の個人及び法人の割合はおよそ 1 : 1 であり、1 法人当たりの役員数を 2.4 人とすると、質屋営業の 1 年当たりの許可申請件数の推計は約 50 件であることから、本改正により、年間約 20 万円 (=2,328.6 円 × 50 件 × 1 / 2 + 2,328.6 円 × 50 件 × 1 / 2 × 2.4 人) の遵守費用が削減されると推計される。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

欠格条項を削除する一方、個別審査規定及び取消権制限規定を新設することにより、制度の安定性が担保され、特段の影響は想定されない。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

本改正においては、行政費用が特段発生するものではなく、遵守費用については、新たに発生する費用よりも削減される費用の方が大きい。また、欠格条項の削除により、成年被後見人を一律に排除することがなくなり、促進法の目的である成年被後見人等の人権の尊重、成年被後見人等であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに

鑑みれば、本改正により得られる効果は非常に大きいと考えられる。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

本改正は、促進法、基本計画及び議論の整理に示された方針に基づく措置として、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項を削除し、個別審査規定及び取消権制限規定を新設するものであり、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

平成 28 年 9 月 11 日から、成年後見制度利用促進基本計画案の作成に当たっての意見具申や成年後見制度の利用の促進に関する基本的な政策に関する重要事項に関する調査審議等を行うことを目的として設置された促進委員会において幅広く検討が行われ、平成 29 年 12 月 1 日に議論の整理が取りまとめられた。

本改正は、議論の整理の内容を反映させたものである。

8 事後評価の実施時期等

- ⑫ 事後評価の実施時期の明記

施行から 5 年以内の適切な時期に事後評価を実施する。

- ⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、次の指標等により、費用、効果等を把握することとする。

- ・質屋営業の許可申請件数
- ・本改正により追加された欠格事由に該当したことによる不許可件数及び許可の取消し件数
(把握方法：都道府県公安委員会に対する調査)
- ・成年後見制度の利用者数
(把握方法：裁判所が公表している統計数値)